

(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)

2-1-39 2-1-39において 2-1-39に
おいて 2-1-39において

(将来の逸失利益等の補てんに充てるための補償金等の帰属の時期)

2-1-40

(保証金等のうち返還しないものの額の帰属の時期)

2-1-41

(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)

2-1-42

(損害賠償金等の帰属の時期)

2-1-43 2-1-43において

(金融資産の消滅を認識する権利支配移転の範囲)

2-1-44 法人が金融資産（金融商品である資産をいう。以下この章において同じ。）の売却等の契約をした場合において、当該契約により当該金融資産に係る権利の支配が他の者に移転したときは、当該金融資産の売却等による消滅を認識するのであるから、原則として、次に掲げる要件のすべてを満たしているときは、当該売却等に伴い收受する金銭等の額又は当該売却等の直前の当該金融資産の帳簿価額は、当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(1) 売却等を受けた者は、次のような要件が満たされていること等により、当該金融資産に係る権利を実質的な制約なしに行使できること。

イ 売却等をした者（以下2-1-44において「譲渡人」という。）は、

(商品引換券等の発行に係る収益の帰属の時期)

2-1-33 2-1-33において 2-1-33に
おいて 2-1-33において

(将来の逸失利益等の補てんに充てるための補償金等の帰属の時期)

2-1-34

(保証金等のうち返還しないものの額の帰属の時期)

2-1-35

(法令に基づき交付を受ける給付金等の帰属の時期)

2-1-36

(損害賠償金等の帰属の時期)

2-1-37 2-1-37において

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>契約又は自己の自由な意思により当該売却等を取り消すことができないこと。</u></p> <p>□ <u>譲渡人に倒産等の事態が生じた場合であっても譲渡人やその債権者（管財人を含む。）が売却等をした当該金融資産を取り戻す権利を有していない等、売却等がされた金融資産が譲渡人の倒産等のリスクから確実に引き離されていること。</u></p> <p>(2) <u>譲渡人は、売却等をした金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利及び義務を実質的に有していないこと。</u></p> <p>(注) <u>新たに二次的な権利又は義務が発生する場合には、2-1-46《金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い》の適用があることに留意する。</u></p> <p><u>(金融負債の消滅を認識する債務引受け契約等)</u></p> <p><u>2-1-45 法人がその有する金融負債（金融商品である負債をいう。以下この章において同じ。）について債務引受け契約の締結等をした場合において、当該債務引受け契約の締結等により当該金融負債の債務者の地位（保証債務等の新たに発生する二次的な責任に係る地位を除く。）から免責されたときは、当該金融負債の消滅を認識し、当該債務引受け等に伴い支払う金銭等の額又は当該債務引受け直前の当該金融負債の帳簿価額は、当該事業年度の損金の額又は益金の額に算入する。</u></p> <p>(注) <u>新たに二次的な権利又は義務が発生する場合には、2-1-46《金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い》の適用があることに留意する。</u></p>	(新設)

(金融資産等の消滅時に発生する資産及び負債の取扱い)

2－1－46 金融資産等（金融商品である資産又は負債をいう。以下2－1－47において同じ。）の消滅を目的とした売却等の取引で、その取引により譲渡人、原債務者等に保証債務等の二次的な権利又は義務を発生させることとなるものを行った場合において、当該譲渡人、原債務者等である法人が、これらの潜在する二次的な権利又は義務に見合う金額として新たな資産又は負債を計上し、当該計上した金額を当該売却等の対価である受払金額に加算し、又は受払金額から控除して当該売却等に係る損益の額を計算しているときは、原則として、当該新たな資産又は負債として区分経理したものがないものとしたところにより、売却等に係る損益の額を計算する。

(新 設)

(金融資産等の利回りが一定でない場合等における損益の計上)

2－1－47 法人が金融資産等について利子の受領又は支払をする場合において、利子の計算期間ごとに異なる利率を適用していること又は据置期間があること等により当該利子の計算期間ごとに計算した利回りが一定でないとき（当該適用している利率が国内又は海外において代表的な利率又は指標として公表されているものにより決定されている場合を除く。）は、当該利子の総額につき利息法、定額法等の合理的な方法のうち法人が継続して適用している方法により計算した金額を、その利子の計算期間の経過に応じ当該事業年度の益金の額又は損金の額に算入する。

(新 設)

(有価証券の空売りに係る利益相当額等の外貨換算)

2－1－48 法第61条の4 第1項《有価証券の空売り等に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等》及び法第61条の5 第1項《デリバティブ取引に係る利益相当額の益金算入等》に規定する利益の額又は損失の額に相当する金額の円換算は、当該事業年度終了日の対顧客直物電信売相場（以下2－1－48において「電信売相場」という。）と対顧客直物電信買相場

(新 設)

改 正	後	改 正	前
<u>(以下 2-1-48において「電信買相場」という。)の仲値による。ただし、継続適用を条件として、当該利益の額に相当する金額については電信買相場、当該損失の額に相当する金額については電信売相場によることができるものとする。</u>			

三 費用及び損失の計算に関する通則

改 正	後	改 正	前
<u>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</u> <u>2-2-11 2-1-39に定める..... 2-1-39の</u> <u>ただし書.....</u>			<u>(商品引換券等を発行した場合の引換費用)</u> <u>2-2-11 2-1-33に定める..... 2-1-33の</u> <u>ただし書.....</u>

四 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等

改 正	後	改 正	前
<u>第3節 有価証券の譲渡損益、時価評価損益等</u>			
<u>第1款 有価証券の譲渡損益等</u>			
<u>(信用取引等に係る売付け及び買付けに係る対価の額)</u>			
<u>2-3-1 法第61条の2 第5項(信用取引等の譲渡利益額又は譲渡損失額)</u>			
<u>に規定する譲渡利益額又は譲渡損失額の計算に当たり、同項に規定する信用取引又は発行日取引(以下2-3-2までにおいて「信用取引等」という。)の方法により株式の売付け又は買付けを行った者が、当該信用取引等に関し、証券業者等に支払う又は証券業者等から支払を受ける次に掲げるものは、それぞれ次による。ただし、売買委託手数料の額及び引受権価額に相当する金額を除き、これらのものを売付けに係る対価の額(同項第1号に規定する売付けに係る対価の額をいう。以下2-3-1において同じ。)又は買付けに</u>			
<u>(新設)</u>			
<u>(新設)</u>			
<u>(新設)</u>			